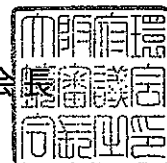


答申第54号

平成20年8月21日

大阪府知事様

大阪府環境審議会会



温泉掘削許可及び温泉動力装置許可について（答申）

平成20年8月21日付け環衛第1560号で諮問のあった標記については、平成20年8月21日開催の平成20年度第1回大阪府環境審議会温泉部会での審議の結果、別紙のとおり答申します。

別紙

1 温泉掘削許可申請

- (1) 申請者 高槻市北園町16番23号
株式会社フジワーク 代表取締役 白石 俊廣
- (2) 申請地 高槻市高槻町291番49
- (3) 答申内容 本申請については、100m以深にストレーナーを設置することを条件に許可することに支障ないものと認める。

2 温泉掘削許可申請

- (1) 申請者 大東市北条六丁目2230番地の2
社会福祉法人みどりの里 理事長 隅田 栄利
- (2) 申請地 大東市北条六丁目2230番16
- (3) 答申内容 本申請については、許可することに支障ないものと認める。

3 温泉掘削許可申請

- (1) 申請者 大阪市淀川区西中島五丁目14番10号
株式会社スリーワイ・エム・ディ 代表取締役 松田 吉博
- (2) 申請地 大阪市淀川区西中島五丁目14番8
- (3) 答申内容 本申請については、500m以深にストレーナーを設置することを条件に許可することに支障ないものと認める。

4 温泉掘削許可申請

- (1) 申請者 大阪市此花区伝法一丁目3番18号
一吉株式会社 代表取締役 無量井 与吉
- (2) 申請地 大阪市此花区伝法一丁目26番1
- (3) 答申内容 本申請については、600m以深にストレーナーを設置することを条件に許可することに支障ないものと認める。

5 温泉掘削許可申請

- (1) 申請者 大阪府中央区心斎橋筋二丁目1番6号
株式会社123 代表取締役 延田 久武生
- (2) 申請地 大阪府東成区玉津三丁目70番
- (3) 答申内容 本申請については、500m以深にストレーナーを設置することを条件に許可することに支障ないものと認める。

6 温泉掘削許可申請

- (1) 申請者 大阪市阿倍野区北畠二丁目10番12-205号
株式会社LUXBRIGHT・コーポレーション
代表取締役 松田 吉博
- (2) 申請地 大阪市住吉区万代東三丁目30番8
- (3) 答申内容 本申請については、500m以深にストレーナーを設置することを条件に許可することに支障ないものと認める。

7 温泉掘削許可申請

- (1) 申請者 大阪市浪速区湊町二丁目2番45号
株式会社オンテックス 代表取締役 小笹 公也
- (2) 申請地 堺市北区蔵前町1553番1
- (3) 答申内容 本申請については、許可することに支障ないものと認める。

8 温泉掘削許可申請

- (1) 申請者 大阪市阿倍野区西田辺町二丁目6番21号
大阪開発株式会社 代表取締役 松田 喜成
- (2) 申請地 堺市南区檜尾3967番
- (3) 答申内容 本申請については、許可することに支障ないものと認める。

9 温泉掘削許可申請

- (1) 申請者 高石市高師浜四丁目1番27号
伊勢住宅株式会社 代表取締役 伊勢 朗雄
- (2) 申請地 高石市高師浜四丁目1088番1
- (3) 答申内容 本申請については、許可することに支障ないものと認める。

10 温泉掘削許可申請

- (1) 申請者 東京都港区元赤坂一丁目1番7号
コリーナ和泉合同会社
代表社員 東京都港区元赤坂一丁目1番7号
有限責任中間法人TSMフォーティーン
職務執行者 野坂 照光
- (2) 申請地 和泉市いぶき野五丁目5番2
- (3) 答申内容 本申請については、許可することに支障ないものと認める。

11 温泉掘削許可申請

- (1) 申請者 和泉市唐国町一丁目9番10号
有限会社ミナノインターナショナル 代表取締役 柏原 俊高
- (2) 申請地 和泉市三林町843番35
- (3) 答申内容 本申請については、許可することに支障ないものと認める。

12 温泉掘削許可申請

- (1) 申請者 大阪市浪速区湊町二丁目2番45号
株式会社オンテックス 代表取締役 小笹 公也
- (2) 申請地 貝塚市橋本991番3
- (3) 答申内容 本申請については、許可することに支障ないものと認める。

13 温泉掘削許可申請

- (1) 申請者 泉南郡熊取町大久保東一丁目5番16号
株式会社カメラヤ・プランニング 代表取締役 坂原 省五
- (2) 申請地 貝塚市木積3560番1
- (3) 答申内容 本申請については、許可することに支障ないものと認める。

14 温泉動力装置許可申請

- (1) 申請者 大阪市中央区玉造二丁目24番14号
有限会社西善 代表取締役 西村 久子
- (2) 申請地 四條畷市大字上田原1628番1
- (3) 答申内容 本申請については、許可することに支障ないものと認める。